

第2節 検査結果の概要

令和6年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)

(本章の11ページ参照)
(注)

イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)

(本章の17ページ参照)

ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)

(本章の22ページ参照)

エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)

(本章の25ページ参照)

オ 「不当事項に係る是正措置の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項に関して、当局において執られた是正措置の状況についての検査の結果)

(本章の27ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状況等」

ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(注)

(本章の27ページ参照)

イ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)

(本章の27ページ参照)

ウ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)

(本章の28ページ参照)

エ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)

(本章の28ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア及びイの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 ^{注(1)} (背 景 金 額)
不 当 事 項	294 件	77 億 3686 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 4 件	< 4 件分 > 5 億 3427 万円 (48 億 7300 万円)
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 2 件	< 2 件分 > 10 億 6383 万円 (58 億 2891 万円)
	第36条 ^{注(2)} 16 件	<13 件分 > 506 億 3269 万円 41 億 2851 万円 4789 億 1079 万円 268 億 3151 万円 190 億 9906 万円 1026 億 6858 万円
	小 計 22 件	<19 件分 > 522 億 3079 万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 22 件	<21 件分 > 50 億 6411 万円 75 億 7722 万円 7 億 5328 万円 3 億 1979 万円
事 項 計	338 件	<334 件分 > ^{注(3)} 648 億 6218 万円
国会及び内閣に対する報告	1 件	—
特定検査対象に関する検査状況	6 件	—
総 計	345 件	<334 件分 > ^{注(3)} 648 億 6218 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていない資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると

認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計6件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計	
	件		注(1) 件	注(2)	件		件	注(2)
内閣府 (内閣府本府)	15	7302万円			1	3135万円	16	1億0437万円
内閣府 (警察庁)			③④ 注(7) 1	2億3703万円 (48億7300万円)			注(7) 1	2億3703万円 (48億7300万円)
内閣府 (こども家庭庁)					2	1億3935万円	2	1億3935万円
復興庁			注(3) ③⑥ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
総務省	20	3億0714万円					20	3億0714万円
外務省			注(4)、注(7) ③⑥ 1	注(4) 4900万円 (41億2851万円)	1	3億7809万円	注(4) 注(7) 2	注(4) 4億2709万円 (41億2851万円)
財務省	1	3億3602万円	③④ 1	4759万円	注(7) 2	4億4660万円 (75億7722万円)	注(7) 4	8億3021万円 (75億7722万円)
文部科学省	24	2億6368万円	③④ 1 注(3) ③⑥ 2	6386万円 10億7955万円			注(3) 27	注(3) 14億0709万円
厚生労働省	127	55億6783万円	③④・③⑥ 1 注(7) ③⑥ 3	1億0735万円 19億3154万円 (4789億1079万円)	3	1億9554万円	注(7) 134	注(6) 77億6623万円 (4789億1079万円)

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計	
	件		注(1) 件	注(2)	件		件	注(2)
農 林 水 産 省	17	1億2911万円	注(3) ③⑥ 5	注(3) 351億8165万円 (268億3151万円)	2	3389万円	注(3) 24	注(3) 353億4465万円 (268億3151万円)
経 済 産 業 省	3	1033万円	注(5) ③④・③⑥ 1	注(5)	1	16億2644万円	注(5) 5	注(5) 16億3677万円
国 土 交 通 省	30	6億2408万円	③④ 1 注(3) ③⑥ 4	1億8579万円 注(3) 13億5686万円 (190億9906万円) (1026億6858万円)	注(7) 3	1億5880万円 (7億5328万円)	注(3) 注(7) 38	注(3) 23億2553万円 (190億9906万円) (1026億6858万円) (7億5328万円)
環 境 省	8	1億6458万円					8	1億6458万円
防 衛 省	2	4373万円			3	11億5779万円	5	12億0152万円
日本私立学校振興・共済事業団	2	565万円					2	565万円
中日本高速道路株式会社	1	2822万円					1	2822万円
本州四国連絡高速道路株式会社					1	2182万円	1	2182万円
全国健康保険協会					1	2444万円	1	2444万円
独立行政法人国際協力機構			注(4) ③⑥ 1	注(4)			注(4) 1	注(4)
独立行政法人中小企業基盤整備機構	43	1億7274万円	注(5)、注(7) ③④・③⑥ 1	注(5) 9億5648万円 (58億2891万円)			注(5) 注(7) 44	注(5)、注(6) 9億9566万円 (58億2891万円)
独立行政法人都市再生機構					1	8億5000万円	1	8億5000万円
独立行政法人住宅金融支援機構			③⑥ 1	110億3409万円			1	110億3409万円
日本放送協会	1	1068万円			1	(3億1979万円)	2	1068万円 (3億1979万円)
合 計	294	77億3686万円	注(3)、注(4) 注(5) 22	522億3079万円	22	50億6411万円	注(3) 注(4) 注(5) 338	注(6) 648億6218万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、③⑥は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 復興庁の1件は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省のうち各1件と同一の事態に係る指摘であり、金額は文部科学省、農林水産省及び国土交通省にそれぞれ計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のうち1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金に関するもの(335ページ、485ページ及び494ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(国民健康保険の療養給付費負担金に関するもの(193ページ及び254ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計6件ある。

以上の各事項計338件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 294件 77億3686万余円

「不当事項」を収入と支出の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 4件 13億7332万余円

省 庁 名	租 税	保 険 料	保 険 料 そ の 他	そ の 他	計
財 務 省	1 ^件				1 ^件
厚 生 労 働 省		1	1	1	3
計	1	1	1	1	4

(ア) 租 税 1件 3億3602万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの(1件 3億3602万余円)

(93ページ記載)

(イ) 保 険 料 1 件 1 億 3193 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1 件 1 億 3193 万余円) (146 ページ記載)

(ウ) 保険料・その他 1 件 9 億 0106 万余円

＜保険料等の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1 件 9 億 0106 万余円) (150 ページ記載)

(エ) そ の 他 1 件 430 万余円

＜保険給付に係る費用の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働者災害補償保険の保険給付に要した費用のうち事業主から徴収すべき額を徴収していなかったもの(1 件 430 万余円) (211 ページ記載)

イ 支出に関するもの 計 290 件 63 億 6354 万余円

省庁又は団体名	予経 算理	工 事	物 件 役 ・ 務	役 務	保 給 険 付	医療費	補助金	不 行 正 為	その他	計
内閣府(内閣府本府)	件	件	件	件	件	件	15	件	件	15
総 務 省							15		5	20
文 部 科 学 省							24			24
厚 生 労 働 省			1		4	1	115		3	124
農 林 水 産 省		1					16			17
経 済 産 業 省							3			3
国 土 交 通 省				1			29			30
環 境 省	1	1					6			8
防 衛 省		1					1			2
日本私立学校振興・ 共 済 事 業 団							2			2
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社		1								1
独 立 行 政 法 人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構							43			43
日 本 放 送 協 会								1		1
計	1	4	1	1	4	1	269	1	8	290

(ア) 予算経理 1件 672 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○環境省

- ・国際機関に派遣する職員に対して派遣先から支給される報酬はユーロ建てであるのに、誤って米ドル建てであるとして邦貨に換算するなどしたため、当該職員に支給した給与の額が過大となっていたもの(1件 672 万余円) (419 ページ記載)

(イ) 工事 4件 6723 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○環境省

- ・国立公園内の駐車場再整備工事の実施に当たり、転落防止柵の設計が適切でなかったため、駐車場利用者の転落を確実に防止できるとされている柵高になっておらず、また、積雪により損壊するおそれがある状態となっており、工事の目的を達していなかったもの(1件 470 万余円) (421 ページ記載)

○防衛省

- ・分電盤等の設備機器の据付工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、地震時に転倒して破損するなどのおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの(1件 1290 万余円)

(434 ページ記載)

<契約の処置が適切でなかったもの>

○中日本高速道路株式会社

- ・舗装補修工事の施工に当たり配置する交通監視員に係る費用について、実際の工事現場の状況が設計図書に示された条件と一致していなかったのに、設計図書を変更しなかったなどのため、支払額が過大となっていたもの(1件 2822 万余円) (473 ページ記載)

<施工が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・復旧治山事業の実施に当たり、誤った認識に基づいて請負人に設計と相違した施工をさせていたため、治山ダムの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 2139 万余円) (270 ページ記載)

(ウ) 物件・役務 1件 1億 1669 万余円

<委託費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの(1件 1億 1669 万余円) (153 ページ記載)

(エ) 役務 1件 627 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○国土交通省

- ・施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務に係る委託費の算定に当た

り、3Dレーザースキャナに係る経費として、試行業務に使用した期間分の減価償却費ではなく購入代金の全額を計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 627 万余円) (341 ページ記載)

(オ) 保険給付 4件 3916 万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が適正でなかったもの(1件 220 万円) (156 ページ記載)
- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 1368 万円) (159 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 183 万余円) (161 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 2145 万余円) (163 ページ記載)

(カ) 医療費 1件 3億 1103 万余円

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 3億 1103 万余円) (166 ページ記載)

(キ) 補助金^(注) 269件 56億 8718 万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(8件 3725 万余円) (42 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(5件 2659 万余円) (45 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(2件 917 万余円) (46 ページ記載)

○総務省

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(14件 2億 4371 万余円) (65 ページ記載)
- ・離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの(1件 182 万円) (68 ページ記載)

○文部科学省

- ・公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの(5件 9723 万余円) (121 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(研究装置、教育装置、ICT 活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの(3件 7777 万余円) (123 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(6件 2975 万余円) (125 ページ記載)

- ・沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの(1件 2244 万余円)
(127 ページ記載)
- ・文化資源活用事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 207 万余円)
(128 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(8件 3440 万余円)
(129 ページ記載)

○厚生労働省

- ・インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの(7件 7 億 6916 万余円)
(172 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金が過大に交付されていたもの(3件 2722 万余円)
(176 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(9件 10 億 9788 万余円)
(178 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの(7件 6888 万余円)
(183 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 1090 万余円)
(184 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(7件 6035 万余円)
(186 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 975 万余円)
(187 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)が過大に交付されていたもの(2件 9254 万余円)
(189 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 5731 万余円)
(191 ページ記載)
- ・医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業に係る分)が過大に交付されていたもの(2件 1 億 0755 万余円)
(192 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(5件 4448 万余円)
(193 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(20件 10 億 9519 万余円)
(195 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(36件 3 億 8545 万余円)
(200 ページ記載)

- ・ 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 4881 万余円)
(203 ページ記載)
- ・ 障害児入所給付費等国庫負担金が過大に交付されていたもの(1件 500 万余円)
(204 ページ記載)
- ・ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの(1件 1199 万余円)
(205 ページ記載)
- ・ 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 301 万余円) (207 ページ記載)
- ・ 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(9件 1 億 1114 万円)
(208 ページ記載)

○農林水産省

- ・ 補助の対象とならないなどのもの(9件 6821 万余円) (274 ページ記載)
- ・ 工事の設計が適切でなかったもの(4件 2192 万余円) (280 ページ記載)
- ・ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 830 万余円)
(287 ページ記載)
- ・ 補助の目的外に使用していたもの(1件 778 万余円) (288 ページ記載)
- ・ 補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 147 万余円) (289 ページ記載)

○経済産業省

- ・ 補助対象事業費を過大に精算していたもの(2件 464 万余円) (331 ページ記載)
- ・ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 568 万余円)
(333 ページ記載)

○国土交通省

- ・ 工事の設計が適切でなかったなどのもの(21件 2 億 8551 万余円) (344 ページ記載)
- ・ 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(5件 1 億 3287 万余円)
(368 ページ記載)
- ・ 補助の目的外に使用していたもの(1件 9086 万余円) (372 ページ記載)
- ・ 補助の対象とならないもの(1件 5635 万余円) (373 ページ記載)
- ・ 補助事業により取得した財産の処分に係る手続が適正でなかったもの(1件 5220 万余円)
(375 ページ記載)

○環 境 省

- ・ 補助の対象とならないなどのもの(3件 1 億 1021 万余円) (425 ページ記載)
- ・ 補助金が過大に交付されていたもの(1件 1888 万余円) (427 ページ記載)
- ・ 工事の設計が適切でなかったもの(1件 1392 万余円) (429 ページ記載)
- ・ 工事の施工が適切でなかったもの(1件 1012 万余円) (431 ページ記載)

○防 衛 省

- ・ 防災行政無線デジタル化工事に係る補助対象事業費の積算が過大となっていたもの(1件 3082 万余円)
(436 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・ 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(2件 565 万余円)
(468 ページ記載)

○独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・実質的還元による不正が行われたことなどにより、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金が過大に交付されていたもの(41 件 1 億 4755 万余円) (485 ページ記載)
- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により開発等を行ったアプリにおいて、一部の機能が実装されておらず、また、残りの機能も事業の目的に沿った使用ができないものとなっていて補助の目的を達していなかったもの(1 件 1000 万円) (492 ページ記載)
- ・中小企業等事業再構築促進補助金の補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの(1 件 1518 万余円) (493 ページ記載)

(ク) 不正行為 1 件 1068 万余円

＜現金が領得されたもの＞

○日本放送協会

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1 件 1068 万余円) (526 ページ記載)

(ケ) その他 8 件 1 億 1853 万余円

＜交付税が過大に交付されていたもの＞

○総務省

- ・特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金等を控除していなかったこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの(4 件 4982 万余円) (69 ページ記載)
- ・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったため、同交付税が過大に交付されていたもの(1 件 1177 万余円) (72 ページ記載)

＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1 件 3692 万余円) (213 ページ記載)
- ・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1 件 1515 万余円) (219 ページ記載)
- ・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1 件 484 万余円) (223 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 22 件

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの 4 件

(ア) 適宜の処置を要求したもの 1 件

○財務省

- ・国有財産法等に基づいた適切な管理及び処分が行われていない国有地等について、速やかに貸付契約に移行するなどして国有財産法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう適宜の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 4759 万円) (102 ページ記載)

(イ) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの 1 件

○内閣府(警察庁)

- ・犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権に係る債権金額等を債権管理簿に記載するよう適宜の処置を要求するとともに、債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知して、裁定に係る調書を十分活用して債権金額等の調査確認を行うなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 2 億 3703 万円 背景金額 48 億 7300 万円)

(52 ページ記載)

(ウ) 是正改善の処置を求めたもの 2 件

○文部科学省

- ・義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に常勤の教職員の数に換算する算定方法を、配置実績を確認する様式等に記載するなどして、都道府県等に対して周知することにより、同負担金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 6386 万円)

(131 ページ記載)

○国土交通省

- ・ICT 活用工事の出来形管理等経費の積算に当たり、共通仮設費率等に補正係数を乗ずる ICT 補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、積算要領等に反映するなどして ICT 活用工事における費用の補正が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 1 億 8579 万円)

(376 ページ記載)

イ 会計検査院法第 34 条及び同法第 36 条の規定によるもの 2 件

(ア) 会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し並びに同法第 36 条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1 件

○経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、IT 導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体が IT ツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 9 億 5648 万円 背景金額 58 億 2891 万円)

(335、494 ページ記載)

(イ) 会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの 1 件

○厚生労働省

- ・人材開発支援助成金の支給に当たり、訓練実施機関から入金を受けることにより訓練

経費の全てを負担していなかった事業主について、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる助成金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にするよう要領等を見直すなどして事業主に対して周知するとともに、労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法をマニュアル等に新たに定めるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 1 億 0735 万円)

(226 ページ記載)

ウ 会計検査院法第 36 条の規定によるもの

16 件

(ア) 意見を表示したもの

4 件

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するなどして、援助の効果が十分に発現されるなどするよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 4900 万円 背景金額 41 億 2851 万円)

(75、483 ページ記載)

○文部科学省

- ・GIGA スクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備された学習者用コンピュータについて、生徒への貸与を促進するための方策を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供するとともに、高校の学校現場等において有効活用を図るための用途等を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、活用方法について情報を提供することにより、貸与の促進や有効活用が図られるなどするよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 9 億 9803 万円)

(138 ページ記載)

○厚生労働省

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に当たり、フォローアップ支援について、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう都道府県社会福祉協議会を指導するとともに、フォローアップ支援等の事業を適切に実施していくことができるよう、都道府県等において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備するよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 14 億 3620 万円 背景金額 4789 億 1079 万円)

(232 ページ記載)

○国土交通省

- ・優先して耐震補強を実施する緊急輸送道路にある橋りょうの選定に当たり、落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先することなどを事業主体に対して十分に

説明するとともに、優先して耐震補強を実施する橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成するなどして効率的に耐震補強を実施できるよう、また、地震時に被災した橋りょうの迅速な応急復旧等を実施できるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 190億9906万円)

(382ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

1件

○農林水産省

- ・畑作物産地形成促進事業の実施に当たり、助成対象とする取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討するよう意見を表示するとともに、助成対象とする取組の実施状況等の適切な確認に必要な実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等において確認をすべき事項を具体的に定めるなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 268億3151万円)

(290ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの

11件

○厚生労働省

- ・後期高齢者医療制度の財政調整交付金(一体的実施特別交付金)の交付額の算定に当たり、後期高齢者医療広域連合が市区町村に対して委託している高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る事業において市区町村が負担していない医療専門職の person 費に係る消費税相当額について、交付金の対象経費に含めずに算定されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3億3281万円)

(242ページ記載)

- ・労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要となる業務が経済的に実施されるよう、電子申請が義務化された特定事業主や電子申請が義務化されていない事業主のうち電子申請を行った事業主に対する申告書等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行って、それらの郵送の取りやめ及び同業務の見直しのための計画を策定するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億6253万円)

(248ページ記載)

○農林水産省

- ・国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付けについて、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等を適切な規模のものとするとともに、規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 218億7376万円)

(297ページ記載)

- ・鳥獣被害防止総合支援対策の実施に当たり、実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を事業主体及び市町村に対して分かりやすく示し、当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう事業主体、市町村及び都道府県に対して指導するとともに、大きな被害を及ぼしている鳥獣について対象鳥獣ごとにみると軽減目標の達成状況が低調なものがある場合等には、改善計画の作成等を行うよう事業主

体及び市町村に対して周知することにより、軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 51億9167万円)

(304ページ記載)

- ・水産業競争力強化緊急事業における漁船導入事業の実施に当たり、KPIの達成状況等が適切に把握されるよう、漁業以外の用途や漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を運用通知等に具体的に示し、その内容を機構から事業主体等に周知させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 73億9405万円)

(312ページ記載)

○国土交通省

- ・高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図るとともに、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、公営住宅法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討するなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 1026億6858万円)

(393ページ記載)

- ・承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図るとともに、無断増築物の除却に係る費用については原則として交付金等の交付対象とならないことなどを明確化して事業主体に対して周知することにより、公営住宅の除却事業に対する交付金等の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 5910万円)

(401ページ記載)

○復興庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省

- ・福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金の執行管理に当たり、基金を取り崩して実施する個々の事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした上で、基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性等について周知するとともに、使用見込みのない基金残額を国庫へ返還するように指示するなどすることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

3件	指摘金額	文部科学省	8152万円
		農林水産省	7億2217万円
		国土交通省	12億9776万円

(注) 復興庁については、文部科学省、農林水産省及び国土交通省と同一の事態に係る指摘であり、金額は文部科学省、農林水産省及び国土交通省にそれぞれ計上している。

(458ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・住宅融資保険勘定における政府出資金について、住宅融資保険の保険料率を引き下げ

るための費用やその費用を賄うための当該政府出資金の運用の状況等を踏まえて、政府出資金の規模の見直しを行い、その結果、必要額を超えて保有していると認められる額について同勘定の他の出資金への振替や国庫への納付を行うとともに、政府出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備するよう改善の処置を要求したものの

(1 件 指摘金額 110 億 3409 万円)

(518 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 22 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・沖縄科学技術大学院大学学園補助金等の交付額の算定に当たり、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が受け取った保険金等の取扱いを明確にすることにより、交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3135 万円)

(48 ページ記載)

○内閣府(こども家庭庁)

- ・福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金について、使用見込みのない基金残額を国庫に返還させることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 793 万円)

(58 ページ記載)

○外 務 省

- ・対外発信拠点として世界3都市に設置されているジャパン・ハウスの運営等業務契約において、委託費業務に伴って生じた収入の残余である余剰額を委託事業費に充当する時期や方法等について仕様書等に具体的に明記することにより、委託費業務に伴って生じた収入が委託事業費に確実に充当されるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3 億 7809 万円)

(86 ページ記載)

○財 務 省

- ・交付要綱等において使途が明らかでないなどの補助金等収入について、各府省庁と連携を図るなどして、特別会計を設けて事業を行う国及び地方公共団体並びに公共・公益法人等にその消費税法上の取扱いなどについて周知する仕組みを整備するとともに、税務署等においてチェックシートを活用するなどして、消費税の調整計算に係る申告審理が適切に行われるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1 億 0052 万円 背景金額 75 億 7722 万円)

(107 ページ記載)

- ・免税対象物品を購入した者が搭乗手続の終了時間間際にチェックインカウンターに現れた場合等には口頭による賦課決定の通知が行えることを実施要領に明示して賦課決定が適切に行われるようにするとともに、免税対象物品を輸出するために所持しているかなどについて確認する際に使用するパスポートリーダーの管理換をしてパスポートリーダーが有効に活用されるなどするよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3 億 4608 万円)

(115 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付額の算定に当たり、都道府県において、交付額基礎医療給付費額と事業年報の医療給付費とを突合し、かい離がある場合は市町村に対して原因の確認を求めるよう周知することによって、同負担金の交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 5375万円)
(254 ページ記載)
- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算について、適用誤りの原因等を市町村から支援事業所に周知して注意喚起を図ることや、居宅介護支援請求状況一覧表で同一法人割合が80%を超えている支援事業所から届出書が提出されているかなどを市町村において確認することを周知して、特定事業所集中減算の適用の可否の確認が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 3340万円)
(257 ページ記載)

○農林水産省

- ・土地改良事業における大型土のうの製作及び撤去に係る土砂の運搬費等の算定に当たり、ほぐした土量を地山土量に換算して運搬土量等を算出することについて農政局等及び都道府県等に周知するなどして、運搬土量等を適切に算出するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1819万円)
(317 ページ記載)
- ・証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、前年度等の総作業工数の実績に基づくなどして、作業単価を適切に算定するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1570万円)
(320 ページ記載)

○経済産業省

- ・消費者還元補助事業のように実際に要した経費に基づく精算を行わず、見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業を実施する場合には、補助金の額の確定後に、補助事業者等における補助金の滞留の発生状況を把握して原因分析を的確に行い、制度設計上想定されていない補助金の滞留が発生しているときには補助金の返還を求めることができる交付要綱を定めるようにすることにより、補助事業の適正な執行を確保できるよう改善させたもの (1件 指摘金額 16億2644万円)
(335 ページ記載)

○国土交通省

- ・港湾業務艇の運航に当たり、大型艇が故障により運航不能になった場合に速やかに休止に移行する手続を定めること、施設の確認結果の記録を作成するとともに港湾管理者に共有できる体制を整備すること、修理作業に係る契約の円滑な履行や品質確保に寄与しない臨場は実施しないこととするとともに実施した内容を適切に記録させることなどにより、委託契約による運航が経済的かつ効率的に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 815万円 背景金額 7億5328万円)
(405 ページ記載)
- ・Xバンド雨量計の精度を検証するなどのために使用する測定器について、調達の際に他の地方整備局等が管理している測定器の状況を踏まえて調達の必要性を検討するこ

とや、測定器を用いてXバンド雨量計の精度の向上を図るなどの精度向上業務に取り組むことについて周知することなどにより、測定器の調達を適切に実施するとともに、調達した測定器を有効に活用するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2885万円)

(410 ページ記載)

- ・鳥類防除業務に係る予定価格の積算に当たり、現場責任者が兼務により実施する業務の内容に応じた単価を適用することとするとともに、作業員の人件費等の算定には休憩時間を除いた年間防除業務提供時間により算出した所要員数を用いることとするなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億2180万円)

(413 ページ記載)

○防 衛 省

- ・地方防衛局等が発注する建設工事について、早期に入札・契約手続をとらなかったことによって当該手続に充てることができる期間が短くなった場合に、緊急の必要により競争に付することができないとして既に契約を締結した工事に契約変更により建設工事を追加するのではなく、公正性、競争性等を確保するために、入札・契約手続に係る十分な期間を確保して、一般競争入札により契約を締結するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 10億6228万円)

(439 ページ記載)

- ・潜水艦の定期検査等における鉛主蓄電池の充電について、仕様書等において契約の相手方に充電の実績を提出させることとするよう細部要領に規定することにより、充電の予定と実績にかい離が生じた場合に実績に基づく支払となるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8132万円)

(442 ページ記載)

- ・給水管又は污水排水管の埋設を伴う工事の設計及び施工に当たり、両配管の位置関係や間隔に関する条件等を上水設計要領、下水設計要領及び特記仕様書に明記することなどにより、両配管の埋設が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1419万円)

(445 ページ記載)

○内閣府(こども家庭庁)、厚生労働省

- ・事業者から返還させることとなった給付費に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害者自立支援給付費国庫負担金の過大交付額を速やかに確認し、国庫に返納する手続をとらせるとともに、このような給付費に係る両負担金の交付額の算定における取扱い、具体的な手続等について周知して両負担金の算定が適切に行われるよう改善させたもの

{	2件	指摘金額	内閣府(こども家庭庁)	1億3142万円
			厚生労働省	1億0839万円

(453 ページ記載)

○本州四国連絡高速道路株式会社

- ・一般有料道路等の通行料金として徴収した現金の集金等を行う集配等業務の頻度につ

いて、料金所での現金収入金額が減少してきていることなどを踏まえたものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 2182万円)

(476 ページ記載)

○全国健康保険協会

- ・生活習慣病予防健診の一般健診として実施される眼底検査について、請求対象となる要件を同健診を実施する医療機関に対して周知徹底するとともに、請求対象とならない眼底検査を請求に含めていた場合は、健診結果データ作成ツールにエラーを表示させるなどの機能を追加するなどすることにより、一般健診における眼底検査に係る費用負担が適切なものとなるよう改善させたもの (1件 指摘金額 2444万円)

(479 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・賃貸住宅において明渡しの強制執行が行われる際等に、住戸内にある入居者の家財等の目的外動産等を運搬して処分するなどの業務に係る契約の予定価格の積算に当たり、適切な算定式を用いて目的外動産等の運搬及び処分に係る費用が積算されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 8億5000万円)

(515 ページ記載)

○日本放送協会

- ・有料老人ホーム等における受信契約の締結を促進するための取組について、協会本部が主導して取組の成果の検証等を行うとともに、各放送局に対して具体的な取組方法等を周知するなどして、受信料負担の公平性を確保するよう改善させたもの

(1件 背景金額 3億1979万円)

(526 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和4年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、24件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが21件、処置が完了していないものが3件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要

(単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府 (内閣府本府)	令和4年度	注(1) 1	注(1) 1	
内閣府 (子ども家庭庁)	3年度	注(2) 1		注(2) 1
	4年度	注(3) 1	注(3) 1	
総務省	4年度	注(1) 2	注(1) 2	
外務省	3年度	1	1	
	4年度	1	1	
文部科学省	4年度	1		1
厚生労働省	3年度	1	1	
	4年度	4	4	
農林水産省	3年度	1	1	
	4年度	3	2	1
経済産業省	3年度	注(4) 1	注(4) 1	
国土交通省	4年度	1	1	
防衛省	4年度	1	1	
沖縄振興開発 金融公庫	4年度	1	1	
東日本 高速道路株式会社	4年度	1	1	
中日本 高速道路株式会社	4年度	1	1	
西日本 高速道路株式会社	4年度	1	1	
本州四国連絡 高速道路株式会社	4年度	1	1	
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	3年度	注(4) 1	注(4) 1	
計	3年度	注(4) 5	注(4) 4	1
	4年度	注(1)、注(5) 19	注(1) 17	2
合 計		注(5) 24	21	3

注(1) 令和4年度決算検査報告の内閣府(内閣府本府)の1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 令和3年度決算検査報告の内閣府(子ども家庭庁)の1件は、厚生労働省に係る指摘についての結果である。

注(3) 令和4年度決算検査報告の内閣府(こども家庭庁)の1件は、内閣府(内閣府本府)に係る指摘についての結果である。

注(4) 令和3年度決算検査報告の経済産業省の1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 令和4年度決算検査報告に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項は20件であるが、このうち1件については、令和5年次(4年10月から5年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、令和4年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

これらのうち、処置が完了していない3件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

また、第3章に掲記した意見を表示し又は処置を要求した事項のうち、厚生労働省の1件については令和6年次中に当局において処置が完了したことから、その結果を併せて掲記した。

(5) 不当事項に係る是正措置の検査の結果

昭和21年度から令和4年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る6年6月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが30省庁等における309件102億3430万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29省庁等における302件96億2883万余円ある。(533ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状況等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

令和5年11月から6年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり1件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

報告事項名	報告年月日
マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について (539ページ記載)	令和6年5月15日

(2) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として6件掲記した。

ア 一般会計の補正予算の執行状況等について (546ページ記載)

イ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況について
(584ページ記載)

ウ 子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況について (623ページ記載)

エ 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について
(654ページ記載)

オ 電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況について
(674ページ記載)

カ 防衛予算の執行状況等について (712ページ記載)

(3) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「個別の検査結果」及び「国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状況等」に掲記した主なものを①新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、②物価高騰対策関係経費等に関するもの、③社会保障に関するもの、④デジタルに関するもの、⑤国民生活の安全性の確保に関するもの、⑥制度・事業の効果等に関するもの、⑦予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑧資産、基金等のストックに関するものに区分して整理した。

また、国会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請を受諾して、検査を実施しているものについて記載した。

(740 ページ記載)

(4) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、5年11月に内閣から送付を受けた18府省庁等が所管する13特別会計の令和4年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(747 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合规性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に合规性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・地方防衛局等が発注する建設工事について、早期に入札・契約手続をとらなかったことによって当該手続に充てることができる期間が短くなった場合に、緊急の必要により競争に付することができないとして既に契約を締結した工事に契約変更により建設工事を追加するのではなく、公正性、競争性等を確保するために、入札・契約手続に係る十分な期間を確保して、一般競争入札により契約を締結するよう改善させたもの

(439 ページ記載)

- ・国有財産法等に基づいた適切な管理及び処分が行われていない国有地等について、速やかに貸付契約に移行するなどして国有財産法等に基づく適切な管理又は処分を行うよう適宜の処置を要求したもの

(102 ページ記載)

② 租税及び保険料の徴収について

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの (93 ページ記載)
- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (146 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

(150 ページ記載)

③ 雇用対策のための助成金及び年金の支給について

- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの (159 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (163 ページ記載)

④ 医療費の支払について

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (166 ページ記載)

⑤ 工事の設計及び施工について

- ・復旧治山事業の実施に当たり、誤った認識に基づいて請負人に設計と相違した施工をさせていたため、治山ダムの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの (270 ページ記載)
- ・根固工の設計が適切でなかったもの (344 ページ記載)
- ・監視制御装置等の設計が適切でなかったなどのもの (347 ページ記載)
- ・水管橋の設計が適切でなかったもの (350 ページ記載)
- ・橋脚の耐震補強の設計が適切でなかったもの (359 ページ記載)
- ・給水管又は汚水排水管の埋設を伴う工事の設計及び施工に当たり、両配管の位置関係や間隔に関する条件等を上水設計要領、下水設計要領及び特記仕様書に明記することなどにより、両配管の埋設が適切に行われるよう改善させたもの (445 ページ記載)

⑥ 委託費等の支払について

- ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)の構築、運用等一式に係る契約において、医療機関等からの問合せ対応を行うコールセンターの運営について業務に従事した実態のない人数等に係る金額が請求されるなどしていたのに、確認が十分でなかったことなどのため、支払額が過大となっていたもの (153 ページ記載)
- ・施工現場における労働生産性の向上を図る技術の試行業務に係る委託費の算定に当たり、3Dレーザースキャナに係る経費として、試行業務に使用した期間分の減価償却費ではなく購入代金の全額を計上するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (341 ページ記載)

⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの (65 ページ記載)
- ・公立学校情報機器整備費補助金が過大に交付されていたもの (121 ページ記載)
- ・インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの (172 ページ記載)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの (178 ページ記載)
- ・循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に対象とならない設備等の整備に要した費用を含めていたこと、また、現場管理費等の算定が適切でなかったことから、交付金が過大に交付されていたもの (425 ページ記載)

⑧ 制度の適正な運用について

- ・免税対象物品を購入した者が搭乗手続の終了時間間際にチェックインカウンターに現れた場合等には口頭による賦課決定の通知が行えることを実施要領に明示して賦課決定が適切に行われるようにするとともに、免税対象物品を輸出するために所持しているかなどについて確認する際に使用するパスポートリーダーの管理換をしてパスポートリーダーが有効に活用されるなどするよう改善させたもの (115 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金の算定基礎定数のうち、加配定数に相当する教職員として短時間教職員を配置した場合に常勤の教職員の数に換算する算定方法を、配置実績を確認する様式等に記載するなどして、都道府県等に対して周知することにより、同負担金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (131 ページ記載)
- ・人材開発支援助成金の支給に当たり、訓練実施機関から入金を受けることにより訓練経費の全てを負担していなかった事業主について、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる助成金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、並びに訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にするよう要領等を見直すなどして事業主に対して周知するとともに、労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるように審査方法及び調査方法をマニュアル等に新たに定めるよう改善の処置を要求したもの (226 ページ記載)

- ・国民健康保険の療養給付費負担金の交付額の算定に当たり、都道府県において、交付額基礎医療給付費用額と事業年報の医療給付費とを突合し、かい離がある場合は市町村に対して原因の確認を求めるよう周知することによって、同負担金の交付額の算定が適正なものとなるよう改善させたものなど (193、254 ページ記載)
- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算について、適用誤りの原因等を市町村から支援事業所に周知して注意喚起を図ることや、居宅介護支援請求状況一覧表で同一法人割合が80%を超えている支援事業所から届出書が提出されているかなどを市町村において確認することを周知して、特定事業所集中減算の適用の可否の確認が適切に行われるよう改善させたもの (257 ページ記載)
- ・事業者から返還させることとなった給付費に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害者自立支援給付費国庫負担金の過大交付額を速やかに確認し、国庫に返納する手続をとらせるとともに、このような給付費に係る両負担金の交付額の算定における取扱い、具体的な手続等について周知して両負担金の算定が適切に行われるよう改善させたもの (453 ページ記載)
- ・生活習慣病予防健診の一般健診として実施される眼底検査について、請求対象となる要件を同健診を実施する医療機関に対して周知徹底するとともに、請求対象とならない眼底検査を請求に含めていた場合は、健診結果データ作成ツールにエラーを表示させるなどの機能を追加するなどすることにより、一般健診における眼底検査に係る費用負担が適切なものとなるよう改善させたもの (479 ページ記載)
- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の実施に当たり、実質的還元等により過大に交付された補助金について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、並びに同種同様の不正な事態の有無を調査して必要な場合には補助金の返還、IT 導入支援事業者の登録取消しの手続等を速やかに行わせるとともに、各種審査等における不正防止策等が適時適切に行われるための指針等を整備し、また、事業主体が IT ツールを解約した場合に交付決定の取消しや残存簿価分の納付が適切に行われるための仕組みを整備するよう改善の処置を要求し、及び補助事業の効果を正確に把握できるような確認体制を整備するなどするよう意見を表示したものなど (335、485、494 ページ記載)

⑨ 債権の管理について

- ・犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権に係る債権金額等を債権管理簿に記載するよう適宜の処置を要求するとともに、債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知して、裁定に係る調書を十分活用して債権金額等の調査確認を行うなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの (52 ページ記載)

2 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の施策や事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事における費用の積算について

- ・ICT 活用工事の出来形管理等経費の積算に当たり、共通仮設費率等に補正係数を乗ずる ICT 補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にした上で、積算要領等に反映するなどして ICT 活用工事における費用の補正が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (376 ページ記載)

- ・防災行政無線デジタル化工事に係る補助対象事業費の積算が過大となっていたもの
(436 ページ記載)
- ・賃貸住宅において明渡しの強制執行が行われる際等に、住戸内にある入居者の家財等の目的外動産等を運搬して処分するなどの業務に係る契約の予定価格の積算に当たり、適切な算定式を用いて目的外動産等の運搬及び処分に係る費用が積算されるよう改善させたもの
(515 ページ記載)
- ② 事務・事業に係る経費の節減について
 - ・沖縄科学技術大学院大学学園補助金等の交付額の算定に当たり、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が受け取った保険金等の取扱いを明確にすることにより、交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの
(48 ページ記載)
 - ・対外発信拠点として世界3都市に設置されているジャパン・ハウスの運営等業務契約において、委託費業務に伴って生じた収入の残余である余剰額を委託事業費に充当する時期や方法等について仕様書等に具体的に明記することにより、委託費業務に伴って生じた収入が委託事業費に確実に充当されるよう改善させたもの
(86 ページ記載)
 - ・労働保険の保険料の申告書等の郵送に必要となる業務が経済的に実施されるよう、電子申請が義務化された特定事業主や電子申請が義務化されていない事業主のうち電子申請を行った事業主に対する申告書等の郵送の取りやめに関する具体的な検討を行って、それらの郵送の取りやめ及び同業務の見直しのための計画を策定するよう改善の処置を要求したもの
(248 ページ記載)
 - ・土地改良事業における大型土のうの製作及び撤去に係る土砂の運搬費等の算定に当たり、ほぐした土量を地山土量に換算して運搬土量等を算出することについて農政局等及び都道府県等に周知するなどして、運搬土量等を適切に算出するよう改善させたもの
(317 ページ記載)
 - ・承認を得ずに公営住宅を増築している入居者を的確に把握して、原状回復等を行うように指導するなどの措置を講ずることにより、公営住宅の管理を適切に行うよう改めて周知徹底を図るとともに、無断増築物の除却に係る費用については原則として交付金等の交付対象とならないことなどを明確化して事業主体に対して周知することにより、公営住宅の除却事業に対する交付金等の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したものの
(401 ページ記載)
 - ・X バンド雨量計の精度を検証するなどのために使用する測定器について、調達の際に他の地方整備局等が管理している測定器の状況を踏まえて調達の必要性を検討することや、測定器を用いてX バンド雨量計の精度の向上を図るなどの精度向上業務に取り組むことについて周知することなどにより、測定器の調達を適切に実施するとともに、調達した測定器を有効に活用するよう改善させたもの
(410 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
 - ・後期高齢者医療制度の財政調整交付金(一体的実施特別交付金)の交付額の算定に当たり、後期高齢者医療広域連合が市区町村に対して委託している高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る事業において市区町村が負担していない医療専門職の人件費に係る消費税相当額について、交付金の対象経費に含めずに算定されるよう改善の処置を要求したもの
(242 ページ記載)

- ・証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、前年度等の総作業工数の実績に基づくなどして、作業単価を適切に算定するよう改善させたもの

(320 ページ記載)

- ・消費者還元補助事業のように実際に要した経費に基づく精算を行わず、見込みの数値を用いて算定した額により補助金の額を確定する事業を実施する場合には、補助金の額の確定後に、補助事業者等における補助金の滞留の発生状況を把握して原因分析を的確に行い、制度設計上想定されていない補助金の滞留が発生しているときには補助金の返還を求めることができる交付要綱を定めるようにすることにより、補助事業の適正な執行を確保できるよう改善させたもの

(335 ページ記載)

- ・鳥類防除業務に係る予定価格の積算に当たり、現場責任者が兼務により実施する業務の内容に応じた単価を適用することとするとともに、作業員の人件費等の算定には休憩時間を除いた年間防除業務提供時間により算出した所要員数を用いることとするなどして、予定価格の積算が適切に行われるよう改善させたもの

(413 ページ記載)

- ・潜水艦の定期検査等における鉛主蓄電池の充電について、仕様書等において契約の相手方に充電の実績を提出させることとするよう細部要領に規定することにより、充電の予定と実績にかい離が生じた場合に実績に基づく支払となるよう改善させたもの

(442 ページ記載)

- ・一般有料道路等の通行料金として徴収した現金の集金等を行う集配等業務の頻度について、料金所での現金収入金額が減少してきていることなどを踏まえたものとするよう改善させたもの

(476 ページ記載)

3 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・GIGA スクール構想の一環として公立学校情報機器購入事業等により高校に整備された学習者用コンピュータについて、生徒への貸与を促進するための方策を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、参考となる情報を提供するとともに、高校の学校現場等において有効活用を図るための用途等を検討し、その結果を踏まえ、事業主体に対して、活用方法について情報を提供することにより、貸与の促進や有効活用が図られるなどするよう意見を表示したもの

(138 ページ記載)

- ・畑作物産地形成促進事業の実施に当たり、助成対象とする取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討するよう意見を表示するとともに、助成対象とする取組の実施状況等の適切な確認に必要な実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等において確認をすべき事項を具体的に定めるなどするよう改善の処置を要求したもの

(290 ページ記載)

- ・優先して耐震補強を実施する緊急輸送道路にある橋りょうの選定に当たり、落橋等防止性能が確保されていない橋りょうを最優先することなどを事業主体に対して十分に説明するとともに、優先して耐震補強を実施する橋りょうの選定に係る優先順位等の決定方針を作成するなどして効率的に耐震補強を実施できるよう、また、地震時に被災した橋りょうの迅速な応急復旧等を実施できるよう意見を表示したもの

(382 ページ記載)

- ・港湾業務艇の運航に当たり、大型艇が故障により運航不能になった場合に速やかに休止に移行する手続を定めること、施設の確認結果の記録を作成するとともに港湾管理者に共有できる体制を整備すること、修理作業に係る契約の円滑な履行や品質確保に寄与しない臨場は実施しないこととするとともに実施した内容を適切に記録させることなどにより、委託契約による運航が経済的かつ効率的に行われるよう改善させたもの

(405 ページ記載)

4 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の施策や事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・政府開発援助の実施に当たり、技術の進展等の早い分野で事業の遅延等が生ずる場合、事業実施期間中において当該事業が置かれている状況を確認して、事業実施上の条件の見直しなどの対応を検討するなどして、援助の効果が十分に発現されるなどするよう意見を表示したもの

(75、483 ページ記載)

② 制度の運用について

- ・交付要綱等において使途が明らかなでないなどの補助金等収入について、各府省庁と連携を図るなどして、特別会計を設けて事業を行う国及び地方公共団体並びに公共・公益法人等にその消費税法上の取扱いなどについて周知する仕組みを整備するとともに、税務署等においてチェックシートを活用するなどして、消費税の調整計算に係る申告審理が適切に行われるよう改善させたもの

(107 ページ記載)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に当たり、フォローアップ支援について、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう都道府県社会福祉協議会を指導するとともに、フォローアップ支援等の事業を適切に実施していくことができるよう、都道府県等において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備するよう意見を表示したもの

(232 ページ記載)

- ・鳥獣被害防止総合支援対策の実施に当たり、実被害面積及び実被害金額の調査及び算出の方法を事業主体及び市町村に対して分かりやすく示し、当該調査及び算出が適切なものとなっているか十分に確認するよう事業主体、市町村及び都道府県に対して指導するとともに、大きな被害を及ぼしている鳥獣について対象鳥獣ごとにみると軽減目標の達成状況が低調なものがある場合等には、改善計画の作成等を行うよう事業主体及び市町村に対して周知することにより、軽減目標の達成状況の把握及び改善計画の作成等が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(304 ページ記載)

- ・水産業競争力強化緊急事業における漁船導入事業の実施に当たり、KPI の達成状況等が適切に把握されるよう、漁業以外の用途や漁業所得として取り扱うべき収入及び支出の費目等を運用通知等に具体的に示し、その内容を機構から事業主体等に周知させるとともに、事業主体に借受者の漁業所得の内容を十分確認させるように機構に対して指導等を行うよう改善の処置を要求したもの

(312 ページ記載)

- ・高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図るとともに、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、公営住宅法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討するなどするよう改善の処置を要求したもの

(393 ページ記載)

③ 資金の有効活用について

- ・国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付けについて、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等を適切な規模のものとするとともに、規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備するよう改善の処置を要求したもの

(297 ページ記載)

- ・福島再生加速化交付金を原資として地方公共団体が設置造成するなどした基金の執行管理に当たり、基金を取り崩して実施する個々の事業の執行状況や基金残額の把握に資する情報を共有するなどした上で、基金の保有額が過大となっていないか確認することなどの必要性等について周知するとともに、使用見込みのない基金残額を国庫へ返還するように指示するなどすることにより、基金の規模が適切なものとなるよう改善の処置を要求したものなど

(58、458 ページ記載)

- ・住宅融資保険勘定における政府出資金について、住宅融資保険の保険料率を引き下げるための費用やその費用を賄うための当該政府出資金の運用の状況等を踏まえて、政府出資金の規模の見直しを行い、その結果、必要額を超えて保有していると認められる額について同勘定の他の出資金への振替や国庫への納付を行うとともに、政府出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備するよう改善の処置を要求したもの

(518 ページ記載)

5 主にその他会計検査上必要な観点から検査したもの

1 から 4 までに掲げたもののほか、その他会計検査上必要な観点に位置付けられる公平性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 制度の運用における公平性について

- ・有料老人ホーム等における受信契約の締結を促進するための取組について、協会本部が主導して取組の成果の検証等を行うとともに、各放送局に対して具体的な取組方法等を周知するなどして、受信料負担の公平性を確保するよう改善させたもの

(526 ページ記載)